

名古屋港管理組合公報

平成17年5月13日

(金曜日)

第351号

目 次

告 示

○平成13年名古屋港管理組合告示第31号の一部改 正	1
○臨港緑地の変更	3
○名古屋港港湾計画の変更の概要	5

告 示

名古屋港管理組合告示第18号

平成13年名古屋港管理組合告示第31号（名古屋港臨港地区内の分区）の一部を次のように改正する。

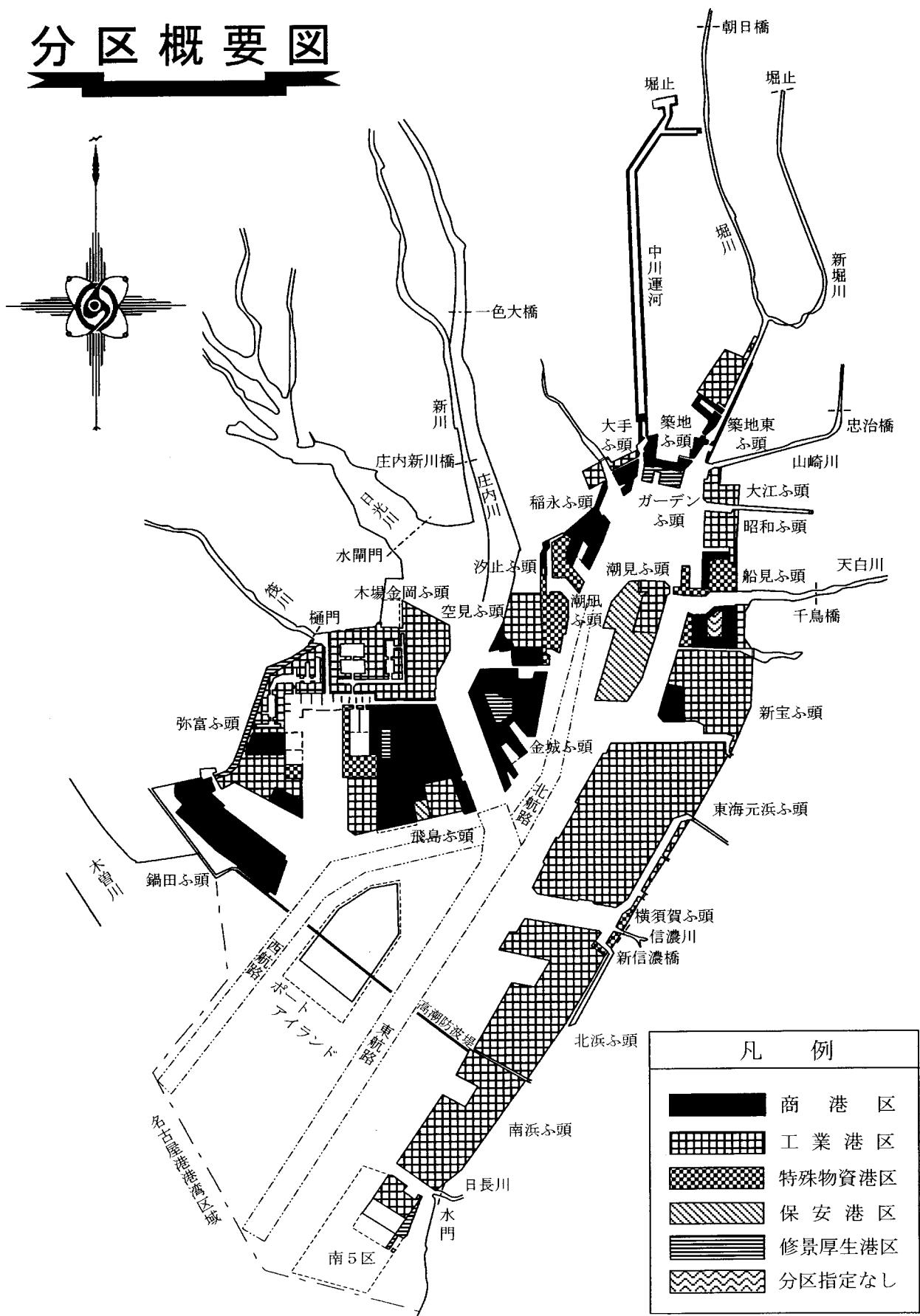
平成17年5月13日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

3 弥富都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(1) 商港区海部郡飛島村西浜の一部及び(3) 特殊物資港区海部郡飛島村西浜の一部については、その範囲を変更した。

分区概要图



分区の詳細図面は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供する。

名古屋港管理組合告示第19号

次の臨港緑地は、平成17年4月1日から次のとおり変更した。

平成17年5月13日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

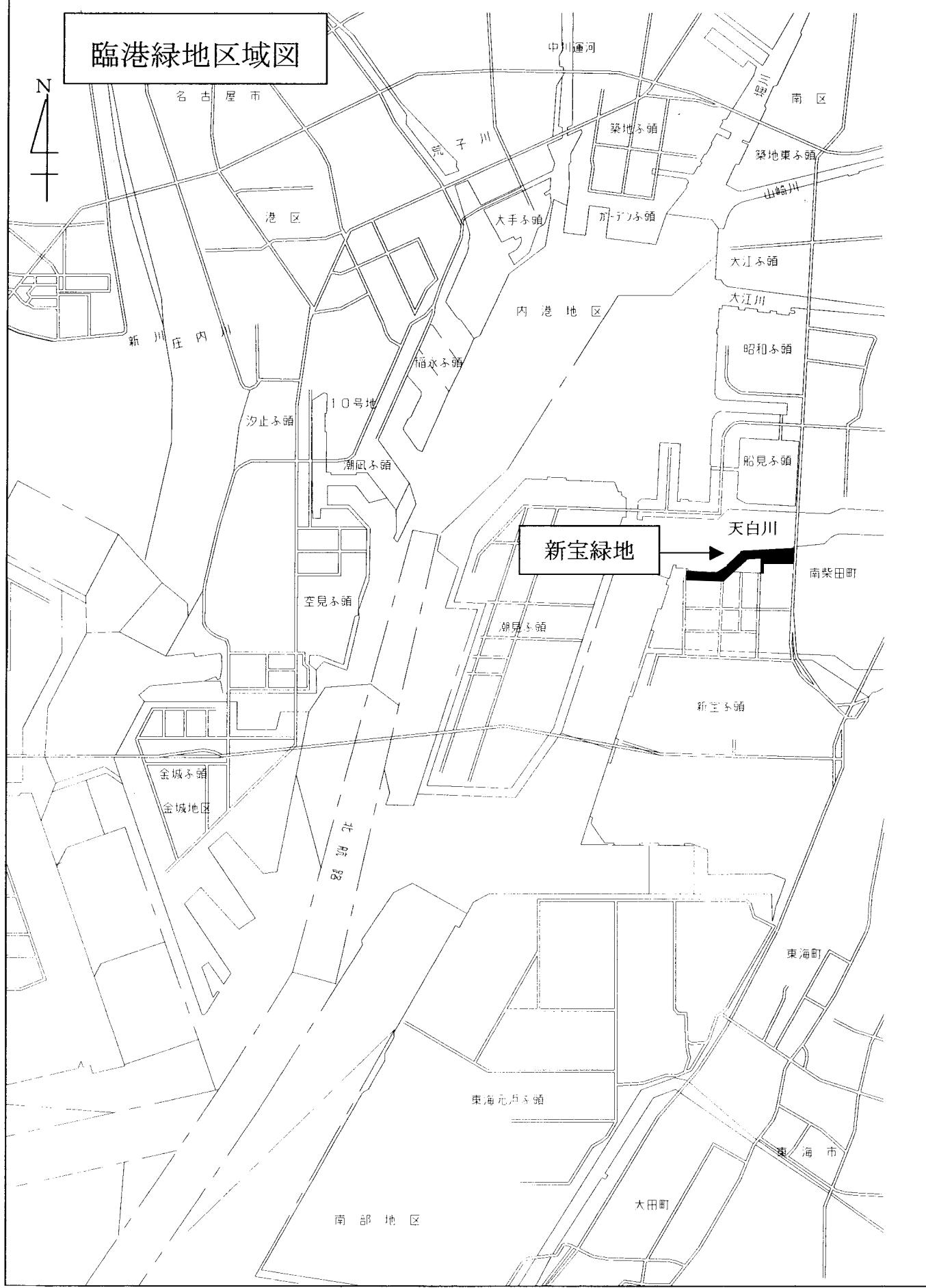
変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新宝緑地	東海市新宝町507、507-7	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後（区域拡大）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新宝緑地	東海市新宝町507、507-7、507-9	別添図示	散策、休息施設

臨港緑地区域図



公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成17年5月13日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用ふ頭計画(変更)

船舶の大型化に対応するため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

ドルフィン(専用)

地区名	水深(メートル)	バース数
南部地区	8.2	1

(2) 土地造成及び土地利用計画(変更)

活発な物流需要に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位:ヘクタール)

用 途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	工 業 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 施 設 設 用 地	緑 地	土 砂 処 分 用 地	合 計
南部地区	10	114	1,621	37	77	(10) 95	(198) 198	(208) 2,153
西部地区	(13) 304	342	(22) 497	101		140		(35) 1,383

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

注2 今回の変更にかかる区域についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合